

横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業実施要綱

制 定 令和 7 年 5 月 27 日 こ障福第 272 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、在宅で生活する常時医学的管理が必要な医療的ケア児・者の介護を行う家族の介護負担の軽減や休息時間の確保を図ることを目的として実施する、横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第 2 条 本事業の実施主体は、横浜市とする。

（定義）

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1）医療的ケア

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為

（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項の定めによる）

（2）医療的ケア児・者

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児・者

（3）家族

医療的ケア児・者の保護者等で現に医療的ケア児・者の介護を行っている者

（4）認定特定行為業務従事者

厚生労働省が定める喀痰吸引等研修実施要綱に基づく研修を修了し、都道府県から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた者

（事業の対象者）

第 4 条 本事業の対象者は、次の各号に定める要件を満たす者の家族とする。

（1）横浜市内に住所を有する者であること

（2）常時医学的管理が必要な医療的ケア児・者であること。なお、認定特定行為業務従事者によるサービスの提供体制が整っている医療的ケア児・者及び介護保険対象者は除く。

（事業内容）

第 5 条 本事業は、市が別に委託契約を締結する訪問看護事業者（以下「事業者」という。）から看護師を派遣し、家族の代わりに医療的ケア及び療養上の世話を行うものとする。ただし、訪問看護事業者が、医療的ケア及び療養上の世話を提供できないと判断した場合は、この限りではない。

(事業者の要件)

第6条 本事業の実施において、訪問看護事業者が満たすべき要件は次の各号のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項で規定する指定訪問看護事業者であること
- (2) 直近5年間に小児看護もしくは重症心身障害児・者における医療ケアの実績を継続的に有する者であること
- (3) 賠償責任保険への加入等、事業者の責において発生した被害に対して適切に保証を行う体制をとっていること

(利用時間)

第7条 本事業を利用できる時間は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 1日に1回を利用限度とし、1回あたりの利用時間は1時間以上2時間以内とする。
 - (2) 1年度（4月1日から翌年3月31日まで）あたりの上限は6時間とする。
- 2 緊急時の利用など、市長が認める場合は前項に定める時間を超えて利用できるものとする。

(事業に要する費用)

第8条 市長は、事業に要する費用の一部を事業者へ支払うものとし、額は別表に定めるとおりとする。

- 2 利用上限を超える費用や他に発生する費用（交通費やキャンセル料等）については、この要綱の定めによらないものとする。

(事業所の登録)

第9条 本事業を実施する事業所は、横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業所登録（変更）申請書（第1号様式）（以下「第1号様式」という。）を市長に提出するものとする。

(事業所の登録承認)

第10条 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、本事業における事業所の登録について承認又は不承認の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による承認を行ったときは、横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業所登録（変更）通知書（第2号様式）（以下「第2号様式」という。）により、前項の規定による登録を受けた事業所（以下「登録事業所」という。）に通知するものとする。
- 3 市長は、登録事業所を運営する事業者と委託契約を締結する。

(事業所登録の変更)

第11条 登録事業所は、事業所登録の内容に変更が生じる場合には、第1号様式を市長に提出するものとする。

(事業所登録の変更措置)

第12条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときには、事業所登録内容の変更について承認又は不承認の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による承認を行ったときは、第2号様式により、登録事業所に対し通知するものとする。

(利用の申請)

第 13 条 本事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録（変更）申請書（第 3 号様式）（以下「第 3 号様式」という。）を登録事業所に提出するものとする。

- 2 申請者から第 3 号様式の提出を受けた登録事業所は、同書類の記入内容及び同意事項への同意がなされていることを確認したうえで、主治医からの指示書の写しを添えて市長に提出するものとする。
- 3 前項の規定により登録事業所が利用登録申請を行った場合、市長は別表に定める手数料を支払う。

(利用登録決定)

第 14 条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、利用登録の承認又は不承認について決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録（変更）通知書（第 4 号様式）（以下「第 4 号様式」という。）により、申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第 15 条 利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用登録の内容に変更が生じる場合は、第 3 号様式を登録事業所に提出するものとする。

- 2 利用者から第 3 号様式の提出を受けた登録事業所は、同書類の内容を確認したうえで、市長に提出するものとする。

(変更措置)

第 16 条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときには、利用登録内容の変更について承認又は不承認の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による承認を行ったときは、第 4 号様式により、申請者に通知するものとする。

(利用登録の取消)

第 17 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、利用登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 第 4 条に規定する要件を喪失したとき
- (2) 虚偽その他不正の手段により申請、利用等を行ったとき
- (3) その他市長が不相当と認めるとき

- 2 市長は前項の規定により取消した旨を第 4 号様式により利用者に対し通知する。ただし、第 1 項第 1 号による取消の場合は、通知は行わないものとする。

- 3 第 1 項の規定により利用登録が取り消された場合、市長は第 8 条第 1 項に定める支払いを行わない。

(事業の利用)

第 18 条 利用者が本事業の利用を開始するときは、第 4 号様式を登録事業所に提示する。

- 2 登録事業所は利用者に対し第 4 号様式裏面の同意事項について説明し、利用者が同意していることを確認したうえでサービスの提供を開始する。
- 3 本事業を医療保険制度による訪問看護と連続して利用する場合は、医療保険制度を優先して利用することとする。

(実績報告)

第 19 条 登録事業所は、本事業の実施について横浜市医療的ケア児・者レスパイト実績記録票（第 5 号様式）により別途定める日までに市長に報告するものとする。

(電子情報処理組織による交付の申請)

第 20 条 市長は、第 9 条、第 11 条、第 13 条第 2 項、第 15 条第 2 項に規定する申請について、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請については、第 9 条、第 11 条、第 13 条第 2 項、第 15 条第 2 項に規定する方法により行われたものとみなして、本要綱の規定を適用する。

3 第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請は、当該申請を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 前項の場合において、市長は第 9 条、第 11 条、第 13 条第 2 項、第 15 条第 2 項に掲げる書類について、当該書類の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の提出をもって当該書類の添付に代えさせることができる。

(関係書類の保存)

第 21 条 登録事業所は本事業の実施に際して作成した帳票類を、作成の翌年度から 5 年間保存しなければならない。保存に際しては、所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するものとする。

2 保存年限の過ぎた帳票類を廃棄する場合は、裁断または溶解処理を確実に実施するものとする。廃棄後は、廃棄証明書を市長に提出する。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項はこども青少年局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 27 日から施行する。

別表（第 8 条、第 13 条関係）

対象経費	金額
指定訪問看護事業所が対象者宅に訪問して行う看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く）に係る費用	1 時間あたり 9,000 円（対象者 1 名につき、1 年度あたり 6 時間を上限とする。） なお、1 時間を超えたサービス提供については、30 分あたり 4,500 円とし、30 分に満たない場合は切り捨てて計算する。
利用を希望する者への事業説明及び利用登録申請を行う際の事務負担にかかる手数料	利用登録承認された者 1 名あたり 1,000 円

第1号様式

横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業所登録（変更）申請書

年 月 日

（あて先） 横浜市長

裏面の同意事項に同意のうえ、次のとおり、横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業の事業所登録申請をします。

- ☐ 新規申請
☐ 変更申請（変更のあった項目のみ右端の「変更」欄にチェックを記入してください。）

事業者の 情報	フリガナ		変更
	法人の名称		
	法人の所在地	〒	
	代表者		
	電話番号		
	Eメールアドレス		

登録する 事業所	フリガナ		
	* 事業所の名称		
	* 事業所の所在地	〒	
	事業所代表者氏名		
	* 電話番号		
	* Eメールアドレス		

*印のついている項目は横浜市が作成する登録事業所一覧等で公表します。

新規申請の場合のみ、以下の当てはまる項目にチェックを入れてください。

【確認事項】

- ☐ 直近5年間に小児看護における医療ケアの実績を継続的に有しています。
- ☐ 直近5年間に重症心身障害児・者における医療ケアの実績を継続的に有しています。
- ☐ 賠償責任保険への加入等、事業所の責において発生した被害に対して適切に保証を行う体制をとっています。（証明する書類を添付します。）

担当者氏名	
担当者連絡先	

【裏面あり】

横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業にかかる同意事項

- ・ 利用登録申請時に主治医からの指示書（訪問看護指示書等）を添付することについて申請者に説明します。
- ・ 事業所登録申請に対して横浜市が登録の承認を通知したのち、横浜市との委託契約を締結してからサービスを提供します。
- ・ 利用者に対してサービス提供を開始する前に、申請者から「横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業利用登録（変更）通知書（第4号様式）」の提示を受けます。
- ・ 利用上限を超える費用やその他に発生する費用（交通費やキャンセル料等）については、横浜市は負担しません。
これらの費用負担については、利用者及び申請者と事業所との間で双方同意のうえサービスを提供します。
- ・ 損害の賠償について利用者及び申請者に対して説明し同意を得たうえでサービスを提供します。
- ・ サービス提供に際して必要な情報について、主治医からの指示書以外にも事業所間で収集および提供することについて、利用者及び申請者に説明します。
- ・ 利用者が横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業を医療保険制度による訪問看護と連続して利用する場合は、医療保険制度による訪問看護を優先します。
- ・ 事業所登録の内容に変更が生じる場合には、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業所登録（変更）申請書（第1号様式）」を提出します。
- ・ 虚偽その他不正な手段によって不正に委託費の支払いを受けたことが判明した場合は、支払いを受けた額の全部又は一部を返還します。

☐ 横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業の事業所登録申請にあたり、
以上の事項を確認し、事業所として同意しました。

第 2 号様式

こ 障 福 第 号
年 月 日

申請者

様

横浜市長

横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業所登録（変更）通知書

年 月 日に申請のありました横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業の
事業所登録（変更）について、次のとおり通知します。

登録事業所名	
事業所所在地	〒
事業所代表者氏名	
電話番号	
Eメールアドレス	
登録年月日	

【お問い合わせ先】
〒231-0005
横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市こども青少年局障害児福祉保健課
電話：
FAX：
メール：

【裏面あり】

横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業にかかる同意事項

- ・ 利用登録申請時に主治医からの指示書（訪問看護指示書等）を添付することについて申請者に説明します。
- ・ 事業所登録申請に対して横浜市が承認の決定を通知したのち、横浜市との委託契約を締結してからサービスを提供します。
- ・ 利用者に対してサービス提供を開始する前に、申請者から「横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業利用登録（変更）通知書（第4号様式）」の提示を受けます。
- ・ 利用上限を超える費用やその他に発生する費用（交通費やキャンセル料等）については、横浜市は負担しません。
これらの費用負担については、利用者及び申請者と事業所との間で双方同意のうえサービスを提供します。
- ・ 損害の賠償について利用者及び申請者に対して説明し同意を得たうえでサービスを提供します。
- ・ サービス提供に際して必要な情報について、主治医からの指示書以外にも事業所間で収集および提供することについて、利用者及び申請者に説明します。
- ・ 利用者が横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業を医療保険制度による訪問看護と連続して利用する場合は、医療保険制度による訪問看護を優先します。
- ・ 事業所登録の内容に変更が生じる場合には、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業所登録（変更）申請書（第1号様式）」を提出します。
- ・ 虚偽その他不正な手段によって不正に委託費の支払いを受けたことが判明した場合は、支払いを受けた額の全部又は一部を返還します。

第3号様式

横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録（変更）申請書

年 月 日

（あて先） 横浜市長

裏面の同意事項に同意のうえ、次のとおり、横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業の利用登録申請をします。

- ☐ 新規申請
☐ 変更申請（変更のあった項目のみ右端の「変更」欄にチェックを記入してください。）

					変更
フリガナ					
申請者氏名					
利用者との続柄					
申請者住所	〒				
申請者電話番号					

フリガナ					
医療的ケア児・者の氏名					
医療的ケア児・者の生年月日	年	月	日	歳	X
医療的ケア （該当するものに チェック）	☐ 気管切開 ☐ 人工呼吸器 ☐ 酸素療法 ☐ 痰の吸引 ☐ 経管栄養 ☐ 導尿 ☐ その他（ ）				
疾患名					
主治医医療機関名					
主治医医療機関連絡先		主治医氏名			

【裏面あり】

横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業にかかる同意事項

- ・登録事業所が横浜市に利用登録申請を行う際、この申請書に加えて主治医からの指示書（訪問看護指示書等）を添付して申請します。
- ・利用登録申請に対して横浜市が登録の承認を通知してから、横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業（以下、「レスパイト事業」といいます。）を利用します。
- ・レスパイト事業の利用を開始する前に、利用する事業所に対して、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録（変更）通知書（第4号様式）」を提示します。
- ・利用上限を超える費用やその他に発生する費用（交通費やキャンセル料等）については、横浜市は負担しません。
これらの費用負担については、利用者及び申請者と事業者との間で双方同意のうえサービスを利用します。
- ・損害の賠償について利用する事業所から説明を受け、同意したうえでレスパイト事業を利用します。
- ・事業所がサービスを提供する際に必要となる情報について、主治医からの指示書以外にも事業所間で収集および提供することがあります。
- ・レスパイト事業を医療保険制度による訪問看護と連続して利用する場合は、医療保険制度による訪問看護を優先して利用します。
- ・利用登録の内容に変更が生じる場合場合は、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録（変更）申請書（第3号様式）」を登録事業所に提出します。
- ・虚偽その他不正の手段によって申請、利用等を行ったことが判明した場合は、横浜市は利用登録を取り消すとともに、横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業実施要綱第8条第1項に定める支払いを行いません。

☐ 横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業の利用登録申請にあたり、
以上の事項を確認し、同意しました。

こ 障 福 第
年 月 号
日

申請者

様

横浜市長

横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録（変更）通知書

年 月 日に申請のありました横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業の利用登録（変更）申請について、次のとおり通知します。

決定内容	利用登録承認 ・ 利用登録不承認 ・ 利用取消
	（不承認または取消の場合の理由）

申請者氏名	
申請者住所	〒
申請者電話番号	

フリガナ				
医療的ケア児・者の氏名				
医療的ケア児・者の生年月日		生		歳
医療的ケア	☐ 気管切開 ☐ 人工呼吸器 ☐ 酸素療法 ☐ 痰の吸引 ☐ 経管栄養 ☐ 導尿 ☐ その他（ ）			
疾患名				
主治医医療機関名				
主治医医療機関連絡先		主治医氏名		

【お問い合わせ先】

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話：

FAX：

メール：

【裏面あり】

横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業にかかる同意事項

- 登録事業所が横浜市に利用登録申請を行う際、この申請書に加えて主治医からの指示書（訪問看護指示書等）を添付して申請します。
- 利用登録申請に対して横浜市が登録の承認を通知してから、横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業（以下、「レスパイト事業」といいます。）を利用します。
- レスパイト事業の利用を開始する前に、利用する事業所に対して、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録（変更）通知書（第4号様式）」を提示します。
- 利用上限を超える費用やその他に発生する費用（交通費やキャンセル料等）については、横浜市は負担しません。
これらの費用負担については、利用者及び申請者と事業者との間で双方同意のうえサービスを利用します。
- 損害の賠償について利用する事業所から説明を受け、同意したうえでレスパイト事業を利用します。
- 事業所がサービスを提供する際に必要となる情報について、主治医からの指示書以外にも事業所間で収集および提供することがあります。
- レスパイト事業を医療保険制度による訪問看護と連続して利用する場合は、医療保険制度による訪問看護を優先して利用します。
- 利用登録の内容に変更が生じる場合場合は、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録（変更）申請書（第3号様式）」を登録事業所に提出します。
- 虚偽その他不正の手段によって申請、利用等を行ったことが判明した場合は、横浜市は利用登録を取り消すとともに、横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業実施要綱第8条第1項に定める支払いを行いません。

第5号様式

横浜市医療的ケア児・者レスパイト実績記録票

事業所名											
利用登録申請者氏名					サービス提供年月			年		月分	
医療的ケア児・者の氏名					医療的ケア児・者の生年月日			年		月	日
当月の合計算定時間			時間	当年度の累計利用時間					/		時間

日付	曜日	サービス提供								保護者確認・署名	備考	
		開始時刻		終了時刻		算定時間						
			:			:			:			
			:			:			:			
			:			:			:			
			:			:			:			
			:			:			:			
			:			:			:			
			:			:			:			
			:			:			:			
			:			:			:			
			:			:			:			
			:			:			:			
			:			:			:			
			:			:			:			
			:			:			:			
			:			:			:			
			:			:			:			
			:			:			:			
			:			:			:			
			:			:			:			
			:			:			:			

【注意事項】

- ・医療保険制度の適用対象となる訪問看護の時間は記入せず、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト事業」の利用時間のみ記入してください。
- ・算定時間は30分単位で記入してください。
(30分に満たない利用時間は切り捨てて記入してください。)
- ・サービス提供の都度、保護者に確認欄への署名を依頼してください。
- ・サービス算定時間の合計を「当月の合計算定時間」に記入してください。